ハ　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
ニ　当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
ホ　当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額
ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
二　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項
イ　当該会計基準等の名称
ロ　当該会計方針の変更の内容
ハ　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
ニ　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
ホ　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨
ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて会計処理を行つた場合において、遡及適用を行つていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称
二　当該会計方針の変更の内容
三　当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の概要
四　当該経過措置が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）
五　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
六　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第二百十四条　会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容
二　当該会計方針の変更を行つた正当な理由
三　第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額
四　前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報に対する影響額
五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額